

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、社会からの信頼を獲得し、中長期的に企業価値を高めるべく経営の適法性・透明性および迅速性を確保し、経営効率の向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	10%以上20%未満
--	------------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本生命保険(相)	4,560,540	5.44
第一生命保険(株)	4,230,000	5.04
高砂熱学従業員持株会	3,950,745	4.71
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	2,695,300	3.21
(株)三菱東京UFJ銀行	2,346,246	2.80
高砂共栄会	2,180,672	2.60
(株)みずほ銀行	2,177,092	2.59
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	1,712,900	2.04
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエーエヌバイ 10	1,365,000	1.62
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	1,312,957	1.56

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社は、上場子会社として(株)丸誠(コード番号:2434、JASDAQ市場(スタンダード))を有しております。当社は、当該子会社の専門性と独自性を尊重しつつ、グループ全体の企業価値向上に取り組んでおります。

なお、当社は、平成26年3月20日、(株)丸誠との間で当社を株式交換完全親会社とし、(株)丸誠を株式交換完全子会社とする株式交換(簡易株式交換)(効力発生日:平成26年10月1日)を行うことを決議しております。このことに伴い、(株)丸誠の普通株式は、平成26年9月26日付で上場廃止(最終売買日は平成26年9月25日)となります。また、当社の子会社である(株)丸誠および高砂エンジニアリングサービス(株)は、平成26年3月20日、かかる株式交換の効力発生を条件として、(株)丸誠を吸収合併存続会社、高砂エンジニアリングサービス(株)を吸収合併消滅会社とする吸収合併(簡易合併)(効力発生日:平成26年10月1日)を行うことを決議しております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <small>更新</small>	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <small>更新</small>	2名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
松永 和夫	その他				○				○	
藪中 三十二	その他				○				○	

#### ※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
松永 和夫	○	社外取締役の松永和夫氏は、平成24年7月から当社社外取締役に就任する平成25年6月までの期間、当社の非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、顧問報酬は多額でないこと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	社外取締役の松永和夫氏は、行政分野や経済分野における豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと判断したためであります。上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。
藪中 三十二	○	社外取締役の藪中三十二氏は、平成24年4月から当社社外取締役に就任する平成26年6月までの期間、当社の非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、顧問報酬は多額でないこと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記	社外取締役の藪中三十二氏は、外交分野や行政分野における豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと判断したためであります。上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。 ＜独立役員に指定した理由＞

	載を省略しております。	上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。
--	-------------	--

## 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数 <small>更新</small>	5名
監査役の数 <small>更新</small>	5名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、年度初めに監査体制・監査計画等について協議を行い、会計監査人有限責任あずさ監査法人から定期的に監査の実施状況および結果の報告を受けるとともに、必要に応じて会計監査人の実施する監査への立会いを行っています。監査役は、会計監査人と情報・意見交換などの連携を図ることにより、監査の実効性を高めています。また、監査役は、内部監査室から、定期および随時に、監査の実施状況および結果の報告を受けるとともに、情報の共有を通じて相互の連携を図り、監査の実効性を高めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 <small>更新</small>	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数 <small>更新</small>	3名

### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
伊藤 鉄男	弁護士				○					○
瀬山 雅博	他の会社の出身者				○					○
藤原 万喜夫	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
伊藤 鉄男	○	—	社外監査役の伊藤鉄男氏は、同氏の長年にわたる検事および弁護士としての専門的見地から適切な監査を行っていただけのものと判断したためであります。上記理由から、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。 また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。
瀬山 雅博	○	社外監査役の瀬山雅博氏は、松下電器産業(株)(現 パナソニック(株))の出身であるところ、当社は、同社との間に工事の受注等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の受注高および費用総額に占める割合は小さいこと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	社外監査役の瀬山雅博氏は、松下電器産業(株)(現 パナソニック(株))における海外関係会社社長および監査役としての豊富な経験と識見を持ち、それらを活かして適切な監査を行っていただけのものと判断いたしました。 また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと

			考えておりますので、独立役員に指定しております。
藤原 万喜夫	○	<p>社外監査役の藤原万喜夫氏は、東京電力(株)の出身であるところ、当社は、同社との間に工事の受注等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の受注高および費用総額に占める割合は小さいこと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。</p>	<p>社外監査役の藤原万喜夫氏は、東京電力(株)における取締役および監査役、ならびに(株)関電工の社外監査役としての豊富な経験と識見を持ち、それらを活かして適切な監査を行っていただけのもとの判断したためであります。</p> <p>また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。</p> <p>&lt;独立役員に指定した理由&gt; 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。</p>

## 【独立役員関係】

独立役員の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	5名
--	----

### その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役および社外監査役をすべて独立役員に指定しております。

社外取締役および社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準または方針につきまして、当社は東京証券取引所の上場管理等に関するガイドラインにおいて定められている独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。かかる独立役員の独立性に関する判断基準は以下のとおりです。

a 当社の親会社又は兄弟会社の業務執行者でないこと  
b 当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当社の主要な取引先若しくはその業務執行者でないこと  
c 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)でないこと  
d 最近においてaからcまでに該当していた者でないこと  
e 次の(a)から(c)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者でないこと  
(a) aから前dまでに掲げる者  
(b) 当社又はその子会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。)を含む。)  
(c) 最近において前(b)に該当していた者

また、社外取締役については経営の監督およびチェック機能発揮に必要な豊富な経験と幅広い知識を有すること、社外監査役については弁護士等の専門性を有すること、または適切な監査に必要な豊富な経験と幅広い知識を有することを候補者としての要件としております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

### 該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と当社業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲等を一層高めることを目的に、平成23年6月29日開催の第131回定時株主総会の承認を得て、社外取締役を除く取締役に対し、株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

同制度は、取締役に対する株式報酬型ストックオプションのための報酬等の額を1事業年度30百万円の範囲内とし、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額を1円とする新株予約権を発行して取締役に割り当てるものです。また、株式報酬型ストックオプションの付与は、新株予約権の割当てを受けた取締役に對し払込金額と同等の金銭報酬を支給することとし、払い込みに代えて当該金銭報酬請求権による相殺をすることにより行われます。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

### 該当項目に関する補足説明 更新

株式報酬型ストックオプションの付与の対象となる取締役は、社外取締役を除く取締役8名であります。また、かかる取締役に付与する新株予約権の内容と同内容の新株予約権を、当社従業員(取締役を兼任しない執行役員)23名に対し当社が必要と判断する個数にて、当該新株予約権の公正価値を基準として決定される額を払込金額として発行いたします。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

### 該当項目に関する補足説明 更新

2013年度:2013年4月1日～2014年3月31日  
取締役(社外取締役を除く)の報酬等の額: 12名 379百万円  
社外取締役の報酬等の額 : 1名 8百万円  
監査役(社外監査役を除く)の報酬等の額: 3名 43百万円  
社外監査役の報酬等の額 : 2名 34百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方	
------------------	--

針の有無

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬等の総額の最高限度額を決定しております。

当社は、指名報酬委員会の審議を経て、取締役会の決議により取締役の報酬等を決定いたします。当社の取締役の報酬等は、基本報酬、賞与および株式報酬型ストックオプションにより構成されております。基本報酬の額は各取締役の役位に応じて決定され、賞与の個人別支給額は各取締役の業績や職務、貢献度等を総合的に勘案し決定いたします。また、株式報酬型ストックオプションは、取締役の報酬と当社業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲等を一層高めることを目的に、各取締役の役位に応じて決定いたします。なお、社外取締役に対する賞与および株式報酬型ストックオプションはございません。

監査役に対する報酬等については、基本報酬のみとし、各監査役の基本報酬の額は、各監査役の職務の内容・量・難易度や責任の程度等を総合的に勘案し、監査役の協議により決定いたします。その職務等に鑑み、監査役に対する賞与およびストックオプション等の株式関連報酬はございません。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役は、主として経営管理本部担当者から適宜情報伝達等を受けているほか、取締役会の開催に際して、議案に関する資料などについて事前説明を受けております。また、社外監査役は、各部門の担当者から直接情報伝達等を受けているほか、通常は、取締役会に先立ち開催される監査役会においても、主として常勤監査役から議案に関する資料などについて事前説明を受けております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は、取締役会および監査役会を設置しております。また、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にし、迅速かつ機動的な経営を行うため、2006年4月より執行役員制度を導入しております。当社は、業務執行部門である取締役および執行役員が機動的な業務執行を行うこと、また、監査役、会計監査人および内部監査室が相互に連携をとり、実効性のある監査を行うことによりコーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

### (1) 取締役会

取締役会は、現在10名(うち2名は社外取締役)の男性で構成されており、原則として毎月1回開催するほか必要に応じて随時開催しております。取締役の任期は1年であり、経営責任を明確化しております。社外取締役は、独立した立場から有用な指摘、意見を、また、社外監査役は、客観的・専門的見地から有用な指摘、意見を述べるなど、それぞれ取締役会に出席して社外役員に期待される役割を果たすよう努めております。

取締役会は、重要な業務執行の決定と取締役の職務の執行の監督を行うことにより、経営の効率性の向上と業務執行の適法性・妥当性の確保に取り組んでおります。執行役員は、取締役会が決定した経営方針に従って機動的な業務執行に努めるとともに、適宜、業務執行の状況を取締役に報告しております。

そのほか、原則として社長および副社長をもって構成し、当社グループの基本的事項と重要事項を協議する経営会議や、取締役および執行役員の選解任や報酬等を審議する指名報酬委員会を設置しております。また、支店長会議等を定期的に開催し、業務執行の効率化を図っております。

### (2) 監査役

当社の監査役は5名で、うち3名は社外監査役であり、いずれも男性であります。監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、ガバナンスの実施状況の監視、取締役会その他重要な会議への出席、取締役の職務執行の監査、重要な決裁書類の閲覧および事業所の往査を実施しており、また、会計監査人および内部監査部門と連携をとるなど、実効性ある監査により取締役の職務執行の監査に努めております。子会社については、子会社の取締役および監査役等と情報交換を行い、連携を図っております。社外監査役は独立した立場から社外情報の収集と提供を行っており、また、弁護士である社外監査役1名を含む社外監査役は、いずれも独立した立場から情報の入手と提供を行い、ともに外部の視点からの監視に努めております。一方、他の監査役は当社における豊富な経験に基づき、業務に精通した立場から監視を行っており、それぞれの立場から監査の実効性を高めております。

### (3) 内部監査

内部監査につきましては、社長直轄部門として内部監査室(スタッフ4名)を設置し、内部監査規程に基づき、独立した立場から業務運営の適正性や効率性に関して計画的に業務監査を実施しております。また、子会社については必要に応じて情報交換等を行っております。内部監査室は、監査結果を社長に報告するとともに、必要な措置および改善の実施状況の確認を行っております。また、当社および重要な連結子会社の財務報告に係る内部統制の運用状況の評価を行っております。監査役および会計監査人とも連携を図り、効果的な内部監査の実施に努めております。

### (4) 会計監査人

当社の会計監査業務を執行している公認会計士は、星長徹也氏、園田博之氏、岩瀬弘典氏であり、有限責任あずさ監査法人に所属しております。それぞれの継続監査年数は、星長徹也氏が2年、園田博之氏が7年、岩瀬弘典氏が5年であります。また、その補助者は公認会計士6名、その他3名であります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

現在、当社は、社外取締役を2名選任しております。社外取締役は、その豊富な経験及び識見に基づき、独立した立場および外部の客観的な視点から、助言機能および経営の監督機能を果たすことが予定されております。また、当社は、監査役5名のうち3名を社外監査役としております。各社外監査役は、独立した立場および外部の客観的な視点から、実効性の高い監査を行うことが予定されております。当社としては、これらの社外取締役と社外監査役を通じ、現在の経営の監視・監督機能が十分に果たされているものと考えております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間前を目途に、早期発送に努めております。
その他	株主の理解促進を図るため、事業報告において映像やナレーションを用いております。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて「ディスクロージャーポリシー」を公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(5月・11月)、社長が決算概要・年度計画の実施状況・今後の見通しなどを説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、適時開示資料、決算参考データ資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部総務人事部広報室(担当役員:副社長 経営管理本部長、連絡責任者:経営管理本部総務人事部長)	
その他	個人投資家向けのIRイベントに参加しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	CSRに関する規程を作成しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社はCSR経営推進の一環として、2012年4月に「CSR活動計画」を策定し、CSR経営を社業と一体のものとして経営の根幹に位置づけ、強化しております。そのほか、2012年4月に「環境基本規程」を制定し、エネルギー・資源の有効利用および環境負荷低減技術の開発ならびに利用を推進する環境保全活動に取り組んでおります。なお、当該活動については「CSR報告書」として取りまとめ、当社ホームページ等にて公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株式会社東京証券取引所の上場規程等において定める基準に従い適時性、適法性、正確性、公平性の確保に努め情報を開示しております。また、基準に該当しない情報についても、投資者の判断に資すると判断した情報は積極的に開示する方針としております。
その他	現状、当社の取締役10名および監査役5名は、男性のみで構成されております。今後、当社の取締役および監査役に相応しい女性の人材が存するときは、性別にかかわらず候補者として検討してまいります。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の有効性と効率性および信頼性の確保を図り、業務の適正を確保することを内部統制システムの基本的な考え方としております。当社における内部統制システムの整備状況は下記の通りです。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - a 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、企業倫理担当役員の任命、企業倫理委員会や相談窓口の設置、コンプライアンス推進の専任部署であるコンプライアンス室の設置、内部通報制度の充実を図るなど、コンプライアンス体制を整備しております。
  - b グループ役職員の基本的な行動基準を示したグループ行動指針を制定し、継続的な指導・教育・研修を通じてコンプライアンスの徹底を図っております。
  - c 社外取締役の選任により取締役会における審議の活性化と更なる経営監督機能の強化を図っております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の記録・保存、情報漏洩や不正使用の防止および情報の有効活用のため文書管理に関する規程や情報セキュリティ基本方針を定めるなど、会社情報の適正な管理体制を整備しております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a リスク管理規程を定め、全社的なリスクマネジメントを推進するリスク管理委員会を設置するなど、リスク発生への未然防止を図る体制を整備しております。
  - b 危機管理規程を定め、リスクが顕在化した場合に迅速かつ適切な対応を行う危機管理会議を開催するなど、不測の事態に的確に対応できる体制を整備しております。
  - c 大規模災害に対応した事業継続計画を定めるなど、緊急事態の発生に対する事業継続力の向上を図っております。
  - d 品質・安全・環境・コンプライアンス・情報・損益等の機能別リスクについては、対応する部門を定め、適切なリスク管理体制を整備しております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a 執行役員制度の導入により経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にし、迅速かつ効率的な経営を推進しております。
  - b 意思決定の迅速化や業務執行などの経営の効率化を図るため、業務分掌規程、職務権限規程、決裁基準などの規程を整備しております。
- (5) 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - a 子会社における経営に関しては、その自主性を尊重しつつ、重要事項についての協議および報告ルールを関係会社管理規程に定めるなど経営管理体制を整備しております。
  - b 当社と基本的な考え方を共有するため、グループ共有ルールの制定や子会社各社の社内規程を整備することにより企業集団としてのリスク管理体制やコンプライアンス体制の構築に取り組んでおります。
  - c 内部監査室による監査を実施するとともに、必要に応じて当社より取締役および監査役を派遣すること等を通じて子会社の適正な業務執行を監視しております。
  - d 財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な内部統制体制を整備しております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助するため監査役室を設置し、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する使用人を1名選任し、監査役室に配置しております。
- (7) 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人の人事に関する事項は、監査役と協議して決定しております。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人から監査役への報告事項については、監査役監査環境整備規程を制定し、法定事項のほか当社や子会社に著しい損害を及ぼす事象、社内不祥事や法令違反等の重大な不正行為、内部監査の結果や内部通報の状況などについて報告する体制を整備しております。
- (9) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
  - a 代表取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況および監査上の重要課題について意見交換を行い、相互の意思疎通を図っております。
  - b 監査役と内部監査室および会計監査人が、定期的に監査の状況について協議し、情報の共有と連携を図り、効果的かつ効率的な監査を行っております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、反社会的勢力・団体との関係を遮断するため、グループ行動指針に反社会的勢力・団体に対しては断固とした態度で対応し一切の関係を持たない旨を定め、教育・研修を通じた周知徹底や外部専門機関との連携を図るなど、実践的対応が可能な社内体制を整備しております。



## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

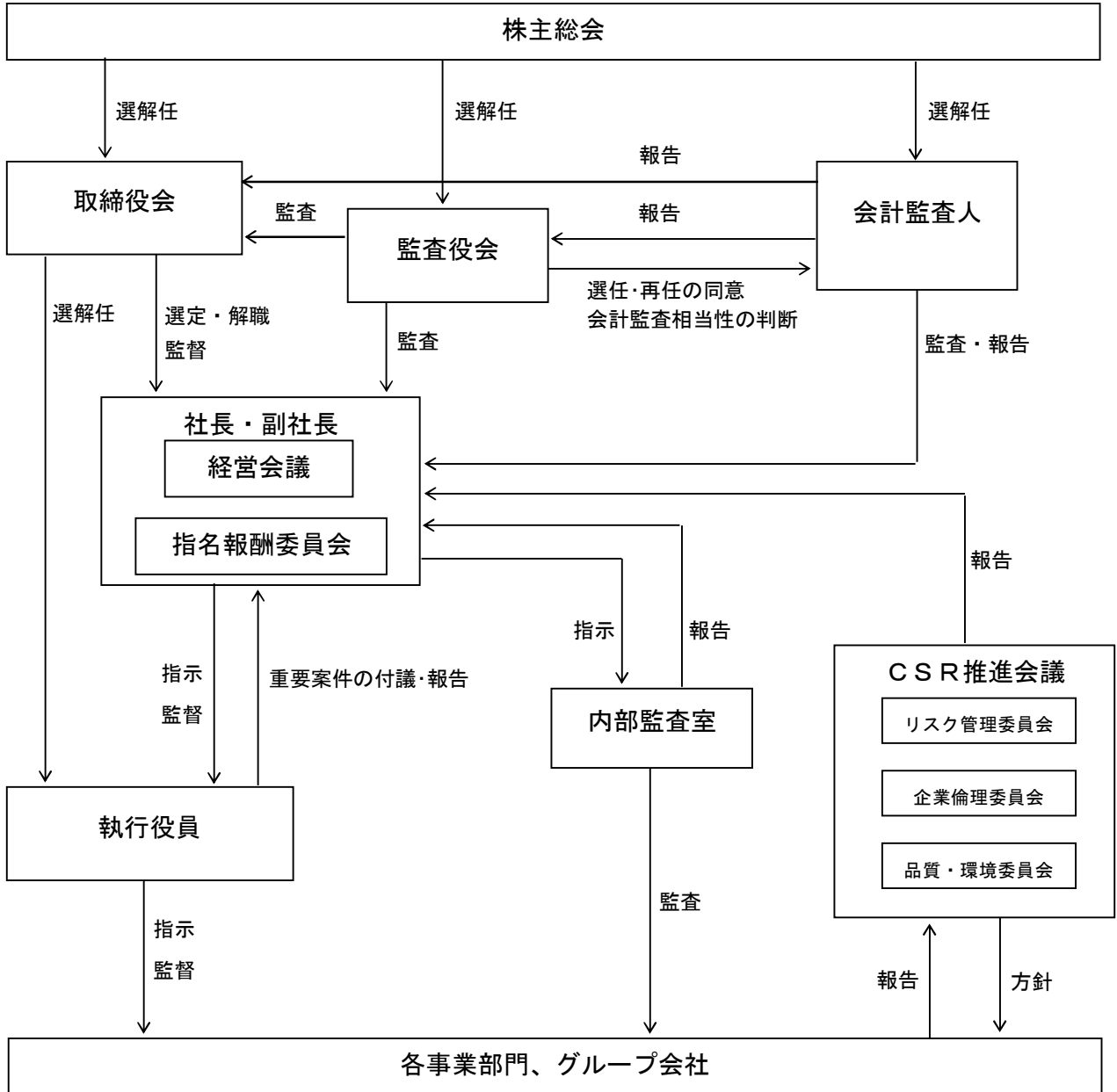
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

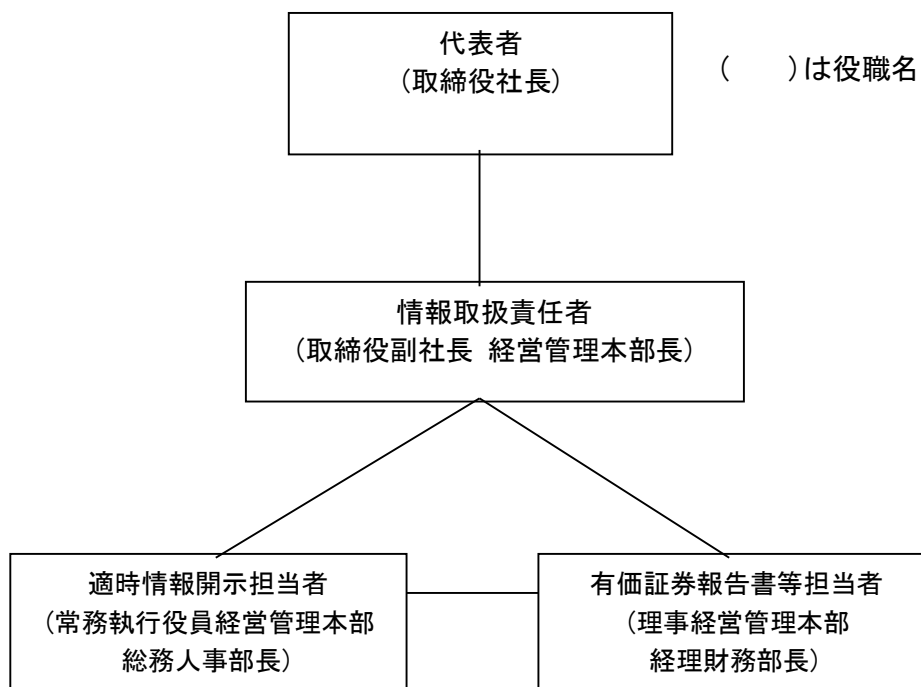
### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

コーポレート・ガバナンス体制についての模式図および適時開示体制の概要についての模式図は、以下の通りです。

【内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制の概要についての模式図】



適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりであります。

1. 代表者および情報取扱責任者は、開示すべき情報の適時性、適法性、正確性、公平性の確保に努めております。また、適宜、取締役会において審議、報告を行っております。
2. 適時情報開示担当者は、平素より適時開示規則および関連法規の遵守はもとより、関係部門から迅速かつ網羅的に情報を収集しつつ業務を遂行しております。また、他社開示例を参照するなど、適切な開示資料の作成および情報開示の充実に努めております。
3. 監査役および会計監査人から、定期的な監査に加えて助言・指導を受けております。また、必要に応じて第三者専門家の意見等を取得しております。
4. 社則において「内部者取引管理規則」を定めるとともに、厳格に遵守する旨記載した「グループ企業倫理綱領」を定めるなど、関係会社を含めて内部者取引の未然防止に努めております。